

# 王子労基署からのお知らせ

(令和7年1月)



## 月給制の方への賃金支払いは

## 東京都最低賃金(時間額1,163円)以上ですか？

月給制で働く方の賃金を支払う際には、以下の計算式で最低賃金額以上で支払われているか確認してください。所定の労働日数や労働時間数を変更した場合にも確認が必要です。

$$\text{月給} (\ast 1) \div 1 \text{ 箇月平均所定労働時間} (\ast 2) \geq 1,163 \text{ 円}$$

### ※1 最低賃金を確認する際の賃金に含まない賃金

- ①結婚手当など臨時に支払われる賃金
- ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③所定休日及び所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(休日、時間外割増賃金など)
- ④午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### ※2 年間の月平均所定労働時間で計算します

所定労働時間が1日8時間で年間の労働日数が240日の場合、1箇月平均所定労働時間は160時間になり、この場合、 $1,163 \text{ 円} \times 160 \text{ 時間} = 186,080 \text{ 円}$ 以上の月給(※1の賃金を除く。)を支払う必要があります。



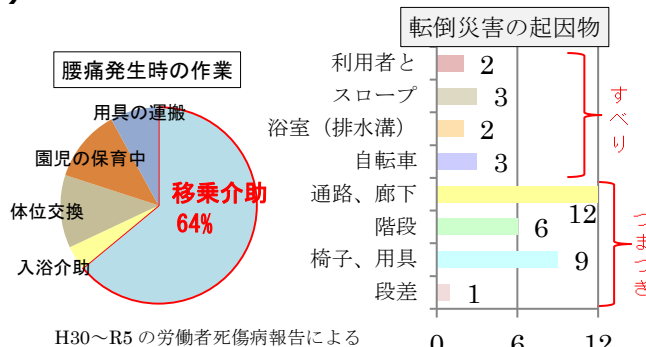
## 社会福祉施設で死傷災害が増加しています！

近年休業4日以上死傷災害が増加傾向にありますが、令和6年の王子署管内においても、特に社会福祉施設における死傷災害が11月末日現在で36人と前年同期比10人(38.5%)の大幅な増加となっています。

社会福祉施設で多く発生している災害は「**転倒**」と「**腰痛**」(動作の反動・無理な動作)で、この2つで全体の6~7割を占めます。

腰痛災害は、移乗介助時に多く発生する傾向にあります。福祉器具・用具の活用による「抱え上げない介護(ノーリフト)」の導入が効果的です。

転倒災害は、全体の7割が50歳代以上の高齢労働者によるもので、「すべり」「つまづき」によるものが多くなっています。通路、事務室、駐車場、厨房、浴室における「水気の除去」や「4S」(整理・整頓・清潔・清掃)の徹底が効果的です。





## 化学物質管理強調月間の説明会を開催します！

化学物質を原因とする労働災害は年間 450 件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

このような状況を踏まえて新たな化学物質の規制制度が令和 4 年から始まり、事業場においては化学物質のリスクアセスメントの実施とリスク低減のための対策を講じることが必要となっています。



また、化学物質の管理活動を定着させることを目的に

「**化学物質管理強調月間**」が令和 7 年 2 月からスタートします。

本説明会では、化学物質管理強調月間を迎えるにあたり、化学物質管理のポイント等について、専門家と労働局の担当者が基本事項の説明を行います。

日々の化学物質管理を行うに際して役に立つ情報が得られることと思しますので、ぜひ御出席ください。

【開催日時】令和 7 年 1 月 28 日（火）13 時 30 分～

【説明内容】～化学物質管理の初心者向け～

○化学物質の自律的な管理について(何から始めれば良いのか?)

・使用している化学物質の現状把握と対策についてほか

○保護具を使用する際の注意点について

・化学防護手袋を使用する際の注意事項等

○化学物質管理強調月間の取組について

・本年度から始まる強調月間で事業場は何を行うべきか



【説明会対象者】

事業場の安全衛生担当者・化学物質管理者・保護具着用管理責任者等

【申し込み方法】申し込み締切日：**令和 7 年 1 月 21 日**

「[労働局・労働基準監督署説明会受付サイト](#)」にてお申込みの上、メールで通知された受付番号を当日、会場受付でお申し出ください。

※申し込み人数が定員に達した時点で締め切らせて頂きますのであらかじめご了承ください。



【会場・問合せ先】※会場は駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

東京労働局労働基準部健康課（千代田区役所と同じ建物になります）

〒102-8306

東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1 九段第 3 合同庁舎 13 階

TEL03-3512-1616（説明会会場は 11 階です）

労働局・労働基準監督署説明会受付サイトは、スマートフォン等からは右記の二次元バーコードから、PC 等からは[労働局受付サイト]で検索してアクセスしてください。



**東京労働局公式X(旧ツイッター)** 公式アカウント@tokyoroudouMHLW

雇用、労働における各種施策や東京都内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けいたします！！

※公式Xに寄せられたコメントへの返信は行っておりません。

こちらからフォロー！！ ➡



問 合 先： 王子労働基準監督署  
方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226